

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年11月12日（木）15:30～16:24
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|--------------------|
| 佐野 裕子 | 警察庁交通局交通企画課長 |
| 井澤 雄介 | 警察庁交通局交通企画課課長補佐 |
| 山崎 孝章 | 国土交通省自動車局安全・環境基準課長 |

<提案者>

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 高須 信二 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区企画担当課長 |
| 青木 優紀 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部
特区・戦略事業推進課課長代理 |
| 橋本 公暁 | 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部
特区・戦略事業推進課 |
| 萩原 直人 | 東京ガス株式会社ネットワーク技術革新グループ
グループマネージャー |
| 今野 実 | 東京ガス株式会社ネットワーク技術革新グループ
チームリーダー |
| 大貫 彰彦 | 東京ガス株式会社ネットワーク技術革新グループ主任 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 長 正敏 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 小型モビリティを活用したインフラ点検の効率化について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、これから、ワーキンググループを開始したいと思います。

本日の議題は「小型モビリティを活用したインフラ点検の効率化について」ということで、警察庁、国土交通省、東京都、東京ガスに御出席いただいております。

本日、配布資料につきましては、東京都と警察庁から御提出いただいております。議事、配布資料とも公開で構わないと伺っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○黒田参事官 それでは、ワーキンググループをこれから開始させていただきたいと思っております。

冒頭、東京都から御説明いただきまして、その後に、警察庁、国土交通省から、それぞれ論点について御説明させていただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところお越しくございましてありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明があったように、東京都、東京ガスから、最初、御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○高須課長 東京都でございます。本日は、八田座長を始めワーキンググループの先生方にはこのようなお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、内閣府、警察庁、国土交通省には、これまで議論を進めていただきまして、誠にありがとうございます。

本日、インフラ点検におきまして搭乗型移動支援ロボットを活用するという規制緩和につきまして、改めて御説明をさせていただきまして、今後の議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、東京ガスのほうから、詳しく御説明させていただきます。

○大貫主任 東京ガスの大貫と申します。よろしくお願ひいたします。

前回3月のワーキンググループの復習の意味も含めまして、我々がガス管の漏えい検査をどういうふうに行っているのかの説明のところから入らせていただければと思っております。

ちょっと前後してしまうのですが、東京都・東京ガスの資料、横長の3ページ目「ガス管漏えい検査のイメージについて」という資料を御覧いただければと思っております。

我々ガス事業者は、ガス事業法という法律の定めに従いまして、一定の間隔で道路上に埋設されているガス管の漏えい検査を徒歩で行っております。

現状は、「現行」と下のほうに書かせていただいておりますが、カート式ガス検知器と

いう手押し式の検知器を押して、二人一組で検査をしております。

一方が保安要員、一方が検査員という形で、保安要員のほうは、周囲の安全の状況を確認しながら運用しているというのが、ガス漏えい検査のやり方になります。

上のほうの写真が、漏えい検査の動線をイメージした図になっておりまして、こちらは前回もお示しさせていただいているのですけれども、もう一度御説明させていただきますと、左側の歩車道区分が分かれていない場合の道路につきましては、基本的に埋設管の上、もしくは近くに掘削跡舗装目地やマンホールがある場合は、そちらのほうも点検しながら移動して、検査を行っていくというような動線になります。

右側が、歩車道区分が分かれている場合で、こちらにつきましては、歩道に埋設されているガス管は、先ほどの車道区分が分かれていない場合と同様に、ガス管の真上、もしくはマンホールの舗装目地に沿って移動して検査をしているのですけれども、車道に埋設されているガス管につきましては、基本的には縁石と言いますか、L型側溝の部分と舗装の目地のところを中心に点検をするというような形で点検をしております。

前回のワーキンググループの資料と一部異なっているのが動線です。前回は、歩行で検査するイメージで、歩行者として右側通行で動線をお示ししていたのですけれども、セグウェイに搭乗して漏えい検査をするということを想定した場合には、左側通行という形で、少し動線の向きを前回と変えている以外は前回の資料と全く一緒でございます。

これが漏えい検査のイメージなのですけれども、4ページのほうは、現行のカート式ガス検知器をセグウェイに搭載しましたガス検知器のイメージになります。こちらのほうは、現行のカート式を分解して取り付けたものになります。こちらのものを用いまして、漏えい検査を行えればと考えております。

また、資料が前後してしまっていて申し訳ないのですけれども、1ページ目のほうに戻っていただいて、よろしいでしょうか。こちらも前回のワーキンググループでお示した資料と全く一緒のものになります。走行道路、走行速度について、6キロメートル及び10キロメートルで検査をしたいと考えております。

現行の実証実験の運用と異なる部分は、現状の実証実験では、自転車が通行可と、幅員が3メートル以上の歩道に限るといったような条件での走行条件でございましたが、ガス管を歩道、車道の両方、どちらも縦横無尽に埋設しておりますので、そういった歩道だけという限定はなく、我々はあらゆる道路の検査をする必要があるため、走行場所は車道も含めてというところが、現行の実証実験の枠組みと大きく異なります。

前回のワーキンググループでは、我々は今、歩行で検査をしている場合も、道路使用許可を取得しての検査をしているというところで、警察庁から、見解としまして、許可の項目の見直しは必要であるものの、許可を取得した作業の延長線上という取扱いで、セグウェイに乗車しての漏えい検査もしてもよいではないかというところは前回のワーキンググループでもお示しいただきまして、個別の警察庁の打合せでも、我々東京ガス・東京都との意見の相違はないのかなと考えております。

残る論点としましては、最後の5ページ目のところを御覧いただきたいのですが、免許に関わる部分というところが、私どもと警察庁で意見の相違があるのかなというところで、こちらのほうを整理した資料になっております。セグウェイに乘車して漏えい検査等々の作業をする場合につきましての免許の必要性として、大きく分けて交通ルールの習得というところと、運転すること自体の技能の習得、この2点に大まかに分けられるのかなと考えております。

私ども東京ガスと東京都の考え方としましては、まず、1番目の交通ルールにつきましては、普通免許などの小型特殊自動車運転可能な免許取得等で、必要な交通ルールの習得は十分ではないかというところを考えられるという点と、2番の運転技能の習得につきましては、セグウェイというものは、30分程度の講習等ですぐに乗れるような乗り物でございます。非常に容易に乗車できるモビリティであるというところで、技能習得に当たっては、免許取得のための講習等々は不要と考え、この2点から、普通二輪免許というところまでは必要ないのではないかというところが、我々東京ガス・東京都の考えでございますので、また後ほど、警察庁の御意見等々も伺いながら議論をさせていただければと考えております。

東京ガスからは、以上です。

○八田座長 今の説明は、普通免許も必要でないとおっしゃったのですか。

○大貫主任 普通免許等々で交通ルールの習得は十分ではないかという趣旨でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、警察庁から、今の御説明に対してお考えを伺いたいと思います。

○佐野課長 これまで重ねてきた打合せなどにおきまして、東京都や東京ガスのおっしゃることというのは、我々、重々承知、理解しているところでございます。

我々も基本的なスタンスとして先進技術、特にこういった社会的な需要のあるところについて、うまくそれを社会に生かしていくということの実証実験も、そして、最終的に社会実装、そして、本当に実用化というところについても、安全が確保される限り、できる限りしっかりと実験をしていただく環境を整えたいという気持ちが大いになります。

こういったセグウェイ、また、それに類似したようなものも含めて、現在、様々なものが出てきているところでございますが、小型モビリティ全般について、有識者の先生方を含めて何度も検討会を重ねて、交通ルールの在り方について、どのように社会に他の交通主体との安全、円滑な関係を含めて実用化していくか、しっかりと発展させていくかということの検討を重ねているところでもございまして、今まさにその途上にあるところでございます。

現時点で、特区において、こういった実証実験というよりは、作業という形で行いたいということについて、我々も組織の中で相当検討を続けているところなのですけれども、現時点で、これを定格出力、持っている動力などから当てはめをいたしますと、普通自動二輪車というところに当てはまるというところもございまして、おっしゃるようにしっか

りと交通ルール、知識を身に付ける、そして、技能を身に付けるというところに免許の意味があるということは、本当におっしゃるとおりなのですけれども、現時点においては、やはり車両区分における免許を取得していただいて、また、取得した方によつての実験ということで、実験と言いますか、この特区における走行ということでお願いできないかと思つてるところでございます。

これまでやつた実証実験として認められていた歩道のみという形、そして、実証実験においては、できるだけ多くの方にそれを体験していただいて、それがどのようなものかということを確認していくといったものと、あと、東京ガスにおいて、勤務員の方、作業をする方々にある意味限られた形で、実際に歩道も車道も、先ほど言つた縦横無尽に行き来するような形で動くといったものについては、少し性質が異なるということもありまして、小型特殊自動車として扱うということについては、免許をどうするかということも含めて、本当に有識者の方々の検討の内容になっているところでございますが、現時点においては、上までお諮りしたところでも、非常にある意味申し訳ないのですが、普通自動二輪車ということでの位置付けの中で、こういった作業、また、特区の中での走行というものをしていただけたらと考えているところでございます。

また、我々警察庁を管理する国家公安委員会がございまして、重要な方針については、その判断を得る必要もございまして。

それで、有識者の方々の検討の内容ということと組織の中での判断ということでも、迅速にこれが絶対に安全だということをおんなが了解して、「では、いいね」ということを一両日中に決めるとか、それを短い間に決めるとということが非常に難しいという状況もございまして、できるだけ迅速、速やかに、合理的な理解の得られる、納得の得られる結論を出していくよう努めていきたいとは考えているものではございますけれども、現時点においては、今、申し上げたように、普通自動二輪車という枠組みの中で、最初、普通自動二輪車で始めて、その先にとすることは十分あり得ると思うのです。そこで安全がしっかりと確認されて、それが説得力のある形で結果として皆さんに示すことができれば、我々もそれに前向きに協力していきたいという気持ちは十分に持っているところでもございますので、そのような形で、御承知おきいただければと思うところでございます。

○八田座長 他の項目についても、全部お話しいただいてから質疑に入りますか、それとも一つずつやりますか。

○長参事官 一つずつでお願いしてもよろしいでしょうか。

○八田座長 そうしたら、まず、委員の方から御意見を伺いたしたいと思います。

では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 警察庁の御意見をお伺いしたのですけれども、今の車両区分で、普通自動二輪車という形で区分せざるを得ないというのは、要は、今の法体系としてはそういう区分しかできないと、今の制度を前提にした御説明を伺つたものだと私は承知しております。

ただ、実証実験というのは、要するに、制度が、現実の技術とか現実の必要性とか、そ

ういったものに適合的なのかということを確認するために実証実験をやってきたわけです。

そういう意味で、実証実験において、基本的には、何の事故も起きなかったし、社会的にも、東京ガスというような公益性の高いような事業者として、非常に必要な業務をスムーズに行うことができたということで、実証実験上は大きな問題が起きなかったというのが、今回我々が出発点となるところではないかなと思っています。

そういう意味から考えても、普通自動二輪車というような免許要件をこの場で要求されるというのは、どう考えても、普通自動二輪車に必要な技能と、それから、セグウェイの技能というのは全然違うものだと思いますので、どう考えても、過重な要求をされているように私は受け止めざるを得ないと思っています。

そういう意味で、東京ガスの説明にもありましたように、セグウェイは基本的に30分ぐらいで技能取得と言いますか、練習でスムーズに運転ができるようになるということであれば、自転車みたいなものですから、それプラス交通ルールがきちんと備わっているということを確認するという意味では、基本的に自動車の普通免許があれば、それをもってセグウェイの通行を認めていただくというのは、私は実証実験を重ねてきたという立場からすれば、国家戦略特区の趣旨からすれば、当たり前なことではないかなと思っています。

そういうようなことから、基本的には、私は東京ガスのおっしゃっているようなことが適当ではないかと思っています。

すみません、警察庁のほうで、絶対の安全性が確認できないということについて、絶対の安全性など確信できるわけではないと思うのですけれども、実証実験から広げるということについて、何が分からないと思っているのかということをもう少しお聞かせいただければ、私どもは過剰な普通二輪免許みたいなものを認めるわけにはいかない。もしも、保安要員みたいな方が一緒についていらっしゃるということが必要だとか、そういう警察庁が必要だと思われるようなことをもう少し具体的におっしゃっていただかない限りは、ものすごくむちゃなことを言われているというような感触しか私は受け止められないということでございます。

私からは、以上です。

○八田座長 やはり、警察庁の色々な御事情があるというのは何か推測できるのだけれども、あまり説得的な理由ではないですね。それで、このことに普通自動二輪車の免許を持たせるということには内在的な理由はあまりなくて、やはり制度のことで遅れているのではないかということが、今の中川委員の御趣旨ではないかと思うのです。まず、それについて伺いたい。これは当たり前のことだから、公安委員会でちゃんと通ると思うのです。したがって、特急でやっていただきたいのですけれども、特急でやれないとしたら、大体いつになる御予定なのでしょうか。

○佐野課長 現時点において、いつということなかなか申し上げることは難しいのですけれども、今の有識者検討会というものが、年度を超えてやる形のものにはなっているのですが、年度を超えた早い時期には、そういった大きな方向性は。

○八田座長 白黒が決まると。

○佐野課長 はい。

そして、それについては、他の者を含めて一緒に議論しているものでもございますので、おっしゃることについては、私、個人的には理解し、申し上げるところでございますけれども、どうしても判断というのが非常に難しい、迅速にできないと。

絶対的な安全性と申し上げているわけでは我々も全くないのです。相当世間の納得の行く形で、そして、世間の納得行く形に今、近づきつつあるのだろうということも我々は承知しておりまして、セグウェイについて、それも今回は実証実験というよりは作業であるということ、それが公益的な企業、そして、目的だということも重々承知した上で、そのあたりの「では、大丈夫」という関係者の合意を、みんなが納得して腑に落ちるといふ形で持っていけないと、後から万一何か起きたとき、万一も起きないぐらいの安全性が確保されていると相当の方が思うくらいに達しつつあるのではないかと、今の雰囲気を見ているとも思うところは個人的にはあるものの、なかなか非常に公道において、特に今回、車道も歩道も走らせるということについて、おそらくどうしても心配したくなる向きの方が、もうちょっと慎重にということを行う方がいて、それをエビデンスとともにしっかりとみんなに説得できる材料を揃えた上で、最終的な結論に持っていきたいということを考えておりますので、今、制度の在り方、それこそ免許の要否も含めて考えているということはここで申し上げておきますけれども、なかなかそれがいつというところまで、ここでしっかりと申し上げるといふことは非常に難しく、そこについては御容赦いただければと。

○八田座長 二つ方法はあって、一つは、特別に特急の方法を、通常と違うことをやるというのが一つ。

もう一つは、通常のルートに乗ると。通常のルートに乗った場合には、来年度、早目に白黒が決着すると。そして、そちらのお立場のルートに乗る場合には、今どういうこととすることを予測することはできないけれども、そうだと。

それまで、何か特別な措置を講ずるといふことは可能なのでしょうか。おそらくここに限った警察庁の見解を示す、通達をするというようなことは可能なのでしょうか。

○佐野課長 はい、それについても、しっかりと検討していきたいと思っております。

○八田座長 今そういうことですが、他の委員の方、どうぞ。

安念委員、何か御意見ありませんか。

○安念委員 理屈において、中川委員のおっしゃることに賛同なのですが、警察庁も、色々とお立場上、お苦しいところがおありだろうというのは推測するのです。

ただ、率直なところ、10年ぐらい前と比べると、警察庁は本当に柔軟になられて、物分りが良くなったというのが率直な印象なのです。特に今回、なかなか時期が、お尻が切れないというのは残念ではあるのだが、免許の要否そのものも含めての御検討と申すことは、私としては勇気付けられる要因ではありました。

ただ、いずれにせよ、時間というのは、特に事業者にとっては非常に切実な問題ですの

で、やはり迅速に御回答いただきたいものだなということは強く感じます。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

他に御意見ございませんでしょうか。

そうしたら、今の安念委員のおっしゃったことも含めて言うと、実際事業者の方は急いでおられると思うし、これは本当に公益的にも必要なことだと思うのですが、これは先ほど警察庁の決めでやるということも検討してみたいということをおっしゃったのですが、それは時期的にはいつ頃検討ができるのでしょうか。

○佐野課長 組織の中で、可及的速やかにこういった御要望が来ているということについて受け止めた上で、なかなかいつと言えないのですけれども、まずは、今申し上げましたように、普通自動二輪車と位置付けた上で、普通二輪免許を持っていらっしゃる方で始めていただくと。

しかし、その間に、これはやはり大丈夫そうだということになったら、その段階を見ながら、何らかの形で大丈夫という何か新たな証拠と言いますか、何か出てきたときには、それをもって、我々も上を説得する材料というものが出てきますので、まずは、それで始めていただくということが可能かどうかというところを御検討いただけたらと思うのですけれども。

○八田座長 今のそういう御見解で、まずは、普通自動二輪車として始めてほしいと。そうしたら、来年度に、4月2日だったらいいのかもしれないけれども、すると、来年度の始めに、白黒の決着が付けられるというようなお話で、それまでは、警察庁でやられるときに、スタートのときには普通自動二輪車でやるという条件が付くのではないかとおっしゃるのですが、それについてはどうお考えですか。

○高須課長 東京都でございますけれども、来年度、今、警察庁のほうで有識者を交えて検討されているということで、それがベースにあって、今検討されているということですが、ただ、来年度の早い時期に結論が出るかもしれないというレベルで考えていくと、正直言うと、それが実際にいつになるかというのが、特に実際にやられる東京ガスにとってはなかなかそれを待ってから、実際に結論が出てから、それから動くと、実際に検査が始められるというのは相当先になってしまうというのが、東京都としては非常に不安を感じるところでございます。

そういった中で、しかも、その結論がどう出るか分からないという中で考えますと、やはり、今回せっかく私ども国家戦略特区という制度を使わせていただいて、御提案をさせていただいておりますので、そういった意味では、私どもとしては、非常に合理的な要望だと考えてございます。

それを早急に検討いただいて、とりあえず今の法体系で始めるということではなくて、本来あるべき姿に向かって早急に御検討いただくというのが、私ども、提案している側のほうとしては是非お願いしたいというところでございます。

○八田座長 それはそのとおり、筋の通った考えだと思うのです。

私どもとしては、これは本当にまとまると思っているのですが、しかし、とりあえず始めたいということもありますね。後でひっくり返るようなことがあったら、とんでもないことだと思います。その可能性はなしにしたいと、そういうことですね、今おっしゃったのは。

○高須課長 ひっくり返ると言いますか、実際に今、警察庁のほうで進められている動きの中で、私どもも来年度まで、結論が出るまで待った上でやると、やはりかなりの時間が経ってしまいますので、東京ガスとしても早く始めないといけないという状況だと思います。

ですので、早く結論を出すというのがやはり優先だと考えておりますので、そういった意味で、全体の流れと別に、私どもの提案に関して早急に御結論をいただきたいというのがお願いでございます。

○八田座長 原さん、何か御意見ありますか。

今のことについて、東京都としては、やはり、これは特区でもってちゃんとやってほしいということをごきちんと決めてほしいと。そうしないと、ただ来年度早々に結論を出すと言われていても、それは事業者として安心できないと。だから、特区で何らかの措置を取ってほしいと。そういう御趣旨の発言が東京都からあったのですが、どういうふうな対応をやったらいいと原さんはお考えですか。

○原座長代理 早急に結論を出してほしいというのは、これまでの議論のとおり全くおっしゃるとおりで、警察庁で御事情は分かるのですが、期限を切って、特区のこの件に関しては結論を出していただくというのは、期限を切っただけではないのでしょうか。

○八田座長 そうですね、我々としても期限を切ってそちらでの御検討に対して結論をいただきたいということですね。

それが来年度の始めというのでは、ちょっとぼんやりし過ぎているということだと思いますが。

○佐野課長 なかなかいつということをお願いすることができないのが非常に心苦しいのですけれども、おっしゃっていること、どういう御要望かということは重々承知いたしましたので、これをまた持ち帰りまして、それでどうにか少しでも、有識者検討会というのはそれで決まっていますので、そこで結論が出る。そして、それについては何らかの、できるだけ多くの方の御満足、御納得の頂けるような結論に持っていきたいと。我々はそういう形で、できるだけ柔軟に、合理的だと一般の市民の方々が思うような結論に持っていきたいと。警察庁は最近本当に、先ほどちょっとお褒めの言葉をいただきましたけれども。

一方で、このセグウェイというものについて、昔から相当の方が知っているものでもございますし、非常に便利で、こういう形で単なる観光地でのものだけではなく、こういった公益的なものにも使っていくということについても、より多くの方が知るようになってきているということだと思いますので、そういう材料もしっかりと揃えながら、組織の中で、できるだけ早く判断を出せればということに努力していききたいと思います。

○八田座長 国家公安委員会での最終判断を得た上で、これを普通免許でもできるようにしたいというふうなことを決めていただければ、ありがたいと思います。しかし、特区のこの東京都のケースについては、最終決断に至る前に、警察庁のほうで、できるだけ早く普通免許だけでもできる特別措置をとっていただきたいと思います。

○佐野課長 そのように努力したいと思います。

○八田座長 それから、普通免許でもやる方向は明確にした上で、そのタイミングとしては、国家公安委員会を経た時点としていただければありがたいと思います。

○井澤課長補佐 1点だけ確認を警察庁からさせていただきたいのですけれども。

○八田座長 どうぞ。

○井澤課長補佐 そういった形で、今回、一応現行の法律上は、普通二輪免許が要ります。それを小型特殊免許でいいかどうかという結論の議論を我々の中でもさせていただきたいと考えているのですが、先ほど来、課長の佐野から申し上げておりますけれども、まず、一刻も早く始められたいということであれば、東京ガスの社員の中で、普通二輪免許を持っている人が誰もいないということはないと思いますので、まず、普通二輪免許を持っている人で始めていただくということであれば、我々としてもすぐできると思うのですけれども、我々の検討をむしろ待つ理由というのをちょっとお聞かせいただきたいのですが、我々の検討はしますけれども。

○八田座長 しかし、全部普通二輪免許を取るというのは不可能ですね。

○井澤課長補佐 ですので、まず、始めていただいて、それで、我々は我々で検討して、我々の検討の中で、小型特殊免許でもいいと判断した段階で、さらに対象者が増えると。

○八田座長 それはなるべく時間がかかり過ぎたと思います。

○井澤課長補佐 我々も当然検討するのですけれども、急いでいるというのであれば。

○八田座長 最初に少なくとも一人というのでは不十分だと思います。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 セグウェイを運転するのに普通二輪免許みたいな全然違う技術を使う、それが要請されているということが理解できないということを言っているのです。

つまり、そもそも実証実験を重ねてきて、基本的には誰でも30分ぐらいでやれると。そういうことを積み重ねてきて、そういう結果を出しているわけですから、本来、国家戦略特区という中で特別な議論をしているわけですから、そういう実証実験とか、そういうものの結果を受け止めて、早くやらせてくださいという筋を申し上げているだけであって、別に今の制度に合わないから、その検討を待ってくれと。それは多分警察庁のスケジュールの御都合をおっしゃっていただいているのだと思いますけれども、ここでは国家戦略特区の中で議論しているわけですから、特別の実証実験を積み重ねて、そういうことをやってくださいということを今お願いしているということです。筋を申し上げているということです。

○八田座長 そのとおりですね。中川委員の言われたとおりだと思います。ここは普通、

法律に関しても特区だけは例外の、元々の法律はそのままにして、こっちで別の法律を作るというものですから、規則に関してもそういうことをやっているのです。

ですから、特区においては、そういう通達を出すというようなことは色んなところでやっています。こういう公益性のあるものについてはやっていただけないだろうかと、そういうことです。

○井澤課長補佐 仮に実際に行う際には、警察庁から通達を一本出せばできるというものではございません。法令の改正が必要になります。具体的には、内閣府告示の改正が必要となります。

それを行うためには、行政手続法に基づきまして、パブリックコメントを実施する必要がございます。ですので、大体3か月ぐらいは実際にかかるということは、これは御承知おきいただきたいなと思います。

○八田座長 それは警察庁が解釈を変えるということではないのですね。

○井澤課長補佐 できません。内閣府告示の改正が必要になります。

○八田座長 そうすると、時間がかかると。

○井澤課長補佐 それは法令の改正が必要になってしまうので、そこはちょっと御承知おきいただきたいのですけれども、ですので、例えば、3か月の法令改正にかかるのを待つのではなくて、まず、始められてはいかがですかという話を申し上げているのですが。

○八田座長 これについては中川委員、どういう御意見ですか。

○中川委員 基本的に今、東京都プラス東京ガスのほうで要求していることを実現しようとした場合には、必ず3か月かかるのだけれども、それまでの間だったら、それまでの間というのは、法令技術的にどうしてもできないような形だから、それは普通二輪免許ということで、現行制度の運用上やらざるを得ないから、それはやってくださいと。その後は、すみません、必ずとはおっしゃらないけれども、セグウェイで東京都や東京ガスがそういうことを実現できるような、そういうことを目指しますということをおっしゃっていただいているということですね。それでよろしいですかね。

○八田座長 そういうことですか。

○佐野課長 はい。

○中川委員 その部分については、3か月必ずかかるということであれば、現行制度上、どうしようもないということであれば、それは普通二輪免許で始めたいところは始めざるを得ないなど、そうなっているのだから、それはそうだなということは、私は理解しました。

ただし、基本的には、来年度の始めという時期が区切れないとか、あるいは結論がちょっと分からないということにつきましては、それについては非常に不安がありますけれども、それは是非御努力いただいたり、あるいは期限を、それなりに国家戦略特区の中で議論していただいているわけですから、それについてはもう少し明確なお返事を頂ければありがたいなと思います。

ただし、おっしゃっていることは分かりました。

○八田座長 そうすると、さっき私、1日か2日でもオートバイでやれば、後はいいのですねと言ったけれども、そうではないと、3か月かかるというわけですね。

○井澤課長補佐 その法令の改正にどうしてもパブリックコメントを1か月間設けなければいけないというのが行政手続法に書いてございますので。

○八田座長 私は警察庁の判断でできると思ったから、1日か2日やればいいと思ったけれども、それはできないと。

○井澤課長補佐 できません、法令上できません。

○八田座長 そうすると、3か月かかると。

○井澤課長補佐 どんなに早く頑張っても3か月ぐらいと。

○八田座長 その代わり、その後は、特区では、ちゃんと正式な手続を待ちますけれども、それまでは待てばきちんとやるということは何らかの形で示していただくと、そういうことだと思いますね。

その文案については、また事務局と練っていただきたいと思いますが、でも、それは正式に決まるときは特区に限ってのものになるのですか。

○佐野課長 はい。

○八田座長 分かりました。

では、そういうことでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。東京都は、それでよろしいでしょうか。

では、その文章をこれから検討していただくということになると思います。

どうもありがとうございました。

次に、保安基準です。

それでは、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○山崎課長 国土交通省自動車局でございます。

私ども、公道を走る車両の区分、また、それぞれの車両に対して必要となる安全基準、保安基準と呼んでいますが、そちらのほうを定めております。

今回色々議論が進んでおりますが、セグウェイを使用するという事で、これまで道路運送車両法のほうでは、軽二輪自動車という分類になっている、これが原則でございました。

一方、これまで、セグウェイに関しましては、実証実験を通じてやられておったところでございますが、その過程で、道路交通法上の必要な安全対策を講じるということを前提とした上で、歩道等を走行する場合は小型特殊自動車と見なすと、そういう取組を平成23年の特区、また、全国展開をした平成27年からは、この特例の全国展開ということを行ってきたというのが、これまでの現状でございます。

今回議論になっておるのが、同じような安全対策を講じられるところの、それを前提とした上で、一部の公道区間について、同じような小型特殊自動車と見なしてほしいという

要望と我々は理解をしております。

この点に関しましては、一応我々といたしましては、この提案を受け入れる形で、車道を含める形で、道路交通法上の必要な安全対策が講じられるということを前提とした上で、セグウェイを小型自動車と見なすという取組をしたいと思っております。

こちらにつきましても、先ほど警察庁のほうでも話がございましたが、我々も法令、こちらは省令、告示レベルになるかと思いますが、そちらの改正が必要になります。この改正を行った上で、この提案が実施できるような形にしたいと考えているところでございます。

以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

これについては、東京都・東京ガスはよろしいですか。

では、ここに関しては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、委員の方、他に御意見はございませんでしょうか。

あと、事務局からありますか。

○長参事官 実施時期で、いつまでに施行していただくかということを確認していただきたいのですが。

○八田座長 これは国土交通省と警察庁両方ともですか。

○長参事官 警察庁に関しましては、現状でもできるということだと思ひますが、ガス漏えい検査でセグウェイを使ひていいという話になりますので、それについては、免許をどうするかとは別の議論として、いつまでにそれはやひていただけるのかということを確認いただく必要があるかと思ひます。

○八田座長 これは国土交通省ではなくて警察庁ですか。

○長参事官 国土交通省と警察庁、両方でございます。

○井澤課長補佐 ですので、少なくとも今、普通二輪免許を持ひている人であれば、やひていひていただいて構わないと思ひておりますので、今その話を長参事官がしているということだと思ひます。

○八田座長 それはそれでいいわけでしょう、警察庁のほうは。

○長参事官 それで、国家戦略特区は他の特区もござひますので、そういうところでもやひていいというような形を何らかの形で示していただく必要があるのかなと考ひておりまして、東京都だけではなくて、他の特区においても。

○八田座長 普通二輪免許でやひていいということですね。

○佐野課長 それにつきましましては、もし、必要であれば、文書を発出してということは、十分に可能でございます。

○八田座長 では、それはよろしくお願ひします。

○井澤課長補佐 本年度中には、必ずできるように。

○八田座長 今年度中ですね。

○井澤課長補佐 具体的には、早くできるように。

○八田座長 いや、普通二輪免許では、すぐできるわけですね。

○井澤課長補佐 はい。

○八田座長 では、よろしくをお願いします。

○長参事官 あと、国土交通省のほうをお願いします。

○八田座長 ということは、少なくとも本年度中ではないと。即座にやりたいですからね、よろしくをお願いします。

それでは、国土交通省、お願いします。

○山崎課長 国土交通省関係、先ほどと同じように、いくつか改正の手続がございますので、いつというのは今の段階で明確には申し上げづらいのですが、当然ながら可能な限り早期にと考えております。

目安としては、年明けの早い段階ぐらいかなとは思っております。

○八田座長 そうすると、すぐは使えなくなってしまうのですか。

○大貫主任 最短で年明けということですね。

○八田座長 年明けすぐと。

○山崎課長 手続上で前後あるかもしれませんが、なるべく早く手続はしたいと。

○八田座長 実質的に本年中にということですね。本年中を目途ということですね。

○山崎課長 目標にしています。

○八田座長 分かりました。

そうすると、議論をまとめますと、今、普通二輪免許でできる、特区でできるということとをできるだけ可及的速やかに発出していただいて、それから、本年中を目途ということで、国土交通省からも告示を出していただいて、それで、東京ガスとしては、来年の始めから普通二輪免許を持っている人で実際に仕事を始めると。それが始まって問題がないということが分かったら、できるだけ早く警察庁としては、告示の改正に入って、そして、パブリックコメントなども済ませて、警察庁レベルでの許可ができるようにすると。

一方、警察庁としては、正式な、来年度の早い時期に決まる国家公安委員会の決定は待たせられども、方針としてはこれを認めるということをお決めいただくと。そういうことですね。ということで、よろしいでしょうか。

それでは、お忙しいところ、いらしていただきまして、どうもありがとうございました。また、非常に成果が上がりましたと思いますので、どうもありがとうございました。